

平成28年3月10日

各通所介護事業者 代表者 様
(各事業所 管理者 様)

広島県健康福祉局地域福祉課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

小規模な通所介護事業所の地域密着型通所サービスへの移行に伴う
他市町村の利用者状況調査について (通知)

平素から、本県の介護保険行政に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、小規模な通所介護事業所(利用定員が18人以下(予定))については、平成28年4月から新たに創設される地域密着型通所介護に移行されますが、平成28年3月31日において所在地市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた(利用契約がある)場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたものとみなされることとなっております。

これに伴い、他市町村への指定申請手続きは不要ですが、平成28年4月分の介護報酬の請求情報として、当該において、他市町のみなし指定の登録を行わなければ請求がエラーとなります。

については、貴事業所において、平成28年3月31日時点で、他市町村の利用者がいる(利用契約がある)場合は、別紙「調査票」を御記入のうえ、FAX、メール又は郵送により提出してください。

提出された調査票の内容は、関係する市町村、県厚生環境事務所に情報提供しますので、ご承知おきください。

1 調査方法

別紙「調査票」によりFAX、メール又は郵送で提出

2 調査期日

平成28年3月31日現在

3 提出期間及び提出先

平成28年4月1日(金)～平成28年4月6日(水) 【必着】

広島県健康福祉局地域福祉課介護保険事業者指導グループ

担当：介護保険事業者指導グループ

電話：082-513-3208(ダイヤル)

担当者：渡邊